

手続き 3

農協又は信漁連から融資（農林漁業セーフティネット資金以外）を受ける場合

- ① 農協または信漁連へ次の書類を提出してください。
 - ・農協等資金借入申込書※農業者は様式第6号の1、漁業者は様式第6号の2を提出してください。
 - ・法人などの場合は、役員名簿（様式第1号の5）も必要です。
- ②借入申込書を受けた農協等が、農協等資金を貸し付けようとするときは、次の書類を市町村を経由し県に提出します。
 - ・農協等資金利子補給承認申請書※農業者は様式第7号の1、漁業者は様式第7号の2となっております。
- ③福岡県が書類の審査を行い、利子補給金を請求できるか否かの結果を、市町村を経由し、農協等へお知らせします。（利子補給適格認定）
- ④利子補給金の承認を受けた農協等から農協等資金の融資が行われます。
※融資後5年間は、県及び市町村の利子補給後の金利で償還を行うことになります。

